

2.6 定期検査報告物件のフォロー基準

多くは前年度の検査期日（有効期限月）が守られて提出されているが、期日を過ぎても当協議会に提出されないものも少なくない。

この対策のための事前フォローを次の要領で実施する。

1. 前年度検査を実施した報告物件は、検査期日の2か月前に検査会社（検査者）へ報告物件リストを作成し送付する。
2. 依頼があれば、当協議会名義のハガキ（別添）を作成し検査会社（検査者）へ送付する。

郵便はがき		□□□-□□□□	
殿		昇降機 遊戯施設 所有者（管理者）殿	
定期検査報告のお知らせ		〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-1 シンミュージック・プラザビル8階 北関東ブロック昇降機等検査協議会 TEL 03-3295-6159	
建 物 名 称		建築基準法に基づく昇降機等の 定期報告について	
貴殿所有（管理）の昇降機又は遊戯施設の 特定行政庁（ ）への報告時期 年 月 末 日です。		拝啓 時下益々ご清祥の段お慶び申し上げます。 さて、貴殿の所有する（又は管理）する昇降機、遊戯施設は 毎年1回定められた時期に建設基準法第12条第2項に基づき 昇降機検査資格者の検査を受け、その結果を特定行政庁へ報告 しはがきでお知らせいたします。	
報告を要する 物件	エレベーター 台 小荷物専用昇降機 台	エスカレーター 台 遊 戯 施 設 台	この度、貴昇降機、遊戯施設の報告時期が参りましたので ご報告いたしました 敬具

(注) 保守会社（検査資格者）の報告物件から外れるもの、もしくはこれを報告する義務となる保守会社（検査資格者）は、その旨当協議会に連絡のこと。

2.7 確認・工事完了連絡書方式について

当初は、特定行政庁の協力により昇降機・遊戯施設の台帳整理が行なわれ、法第12条に基づく定期報告が推進されてきた。

この際、初回の定期報告の実施にあたり、各特定行政庁への検査報告書の提出が義務付けられていたことから、洩れを無くすため、確認・工事完了連絡書による連絡方式を実施することにした。

その後法改正に伴い、民間の指定確認検査機関においても確認、検査が行なわれることになり、ここで完了検査を行った昇降機等も定期報告の対象となる。このことから、この検査対象把握のため、民間指定確認検査機関においても確認・工事完了連絡書による連絡方式の協力は欠くことはできない。

- (1) 施工会社が新設物件として特定行政庁へ確認申請書を出す際に、この連絡書も作成して確認申請書の へ綴り込んで提出する。（用紙は当協議会より施工会社へ予め無料配布）
なお、同様の趣旨で、民間の指定確認検査機関が確認申請を提出する場合も同様とする。
- (2) 特定行政庁は、確認決裁が下りた確認申請書 を施工会社への返送まで、一時保管しておく。
- (3) 工事完了後、検査済証を発行する際、行政庁は 確認番号、年月日、検査済証番号、年月日、のみを記入して、当協議会へ送付して頂く。

この連絡書受付により、別途「工事完了検査済ステッカー」を発行すると同時に、初年度新設検査対象物件の原簿としてフォローする。

2. 8 工事完了検査済ステッカーの発行基準

新設等（確認申請が必要なもの）の昇降機等は、法第12条の規定により（工事完了）検査済証交付後1年以内に必ず定期検査を実施しなければならないが、それまでの期間は未表示であることから、未検査物件と間違われる恐れがある。

このため、第1回目の定期検査報告義務を十分認識して貰うため、当協議会の責任で工事完了検査済ステッカーを次の基準により発行する。

- (1) 各特定行政庁及び民間の指定確認検査機関において、新設物件で（工事完了）検査に合格したものに対しては、「検査済証」が発行される。
- (2) この際、確認・工事完了連絡書で月毎に当協議会が連絡を受け、これに基づき当協議会の責任において工事完了検査済ステッカーを発行する。

確認番号	第	号
確認年月日	平成 年 月 日	
検査済証番号	第	号
検査済証年月日	平成 年 月 日	
設置場所		
建物名称		
機種		
用途		

この票は建築基準法第7条3項の規定による検査済証の交付を受けたものについて、発行するものです。

地域団体名 北関東ブロック昇降機等検査協議会
発行 (一財)日本建築設備・昇降機センター

